

令和 5 年度第 1 4 回庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和 5 年 1 0 月 2 4 日
 担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕

① 件 名
産前産後期間に係る国民健康保険税の免除措置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和 5 年 5 月 1 9 日に、「同法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が同年 7 月 2 0 日に公布され、出産した被保険者等の産前産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額が減額されることとなった。</p> <p>【目的】 出産する被保険者の所得割額及び均等割額を減額することにより、子育て世帯の負担軽減を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号） 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 2 4 3 号） 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 9 5 号） 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号） 地方税法施行令（昭和 2 5 年政令第 2 4 5 号） 石巻市国民健康保険税条例（平成 1 7 年石巻市条例第 5 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 5 年 5 月 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律公布（地方税法の改正） （令和 6 年 1 月 1 日施行）</p> <p>7 月 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令公布（地方税法施行令の改正） （令和 6 年 1 月 1 日施行）</p>
⑤ 主な内容
<p>石巻市国民健康保険被保険者の出産に係る産前産後期間相当分（単胎妊娠の場合は出産（予定）月の前月から 4 か月間、多胎妊娠の場合は出産（予定）月の 3 か月前から 6 か月間）の所得割額及び均等割額を減額するもの。</p> <p>※「出産」とは妊娠 8 5 日以上分娩をいい、死産、流産（人工中絶含む）、早産も対象となる。 ※令和 5 年度は令和 6 年 1 月以降に免除対象月がある場合に対象となる。（令和 5 年 1 1 月以降に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者）</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

子育て世帯の負担軽減が図られる。

【市財政への負担（見込）】

1 減額措置額（所得割・均等割合算）

世帯区分	対象者数	減額措置額
7割軽減	6人	13,300円
5割軽減	1人	5,000円
2割軽減	2人	9,800円
軽減なし	20人	482,400円
合計	29人	510,500円

※ 対象者数は10月3日時点の妊娠届による。

※ 出産月により減額期間が2か年度に跨る場合を含み、令和6年度に係る所得割は令和5年度課税ベースで試算。

（財源）

国1/2、県1/4、市1/4（一般会計繰入金）

⑦他の自治体の政策との比較検討

全国の自治体においても同様の改正を行う。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和5年12月 市議会第4回定例会に石巻市国民健康保険税条例の一部改正について提案
（施行予定年月日：令和6年1月1日）
ホームページによる周知

令和6年 1月 市報による周知

⑨その他

出産被保険者等の属する世帯の世帯主が免除措置に係る届出を行っていない場合であって、市が当該届出で届けられるべき事項を確認することができる場合には、職権で免除措置を行うことが可能。